

飯能市エコツーリズム推進全体構想の概要

【目的】

飯能市では、地域の個性と魅力の源である自然を保全し、人と自然に育まれてきた文化を継承しながら、これらを有効に活用することにより、多くの人に心の豊かさと感動を与える旅を提供するとともに、これを地域の活力につなげていくことを目的としたエコツーリズムを推進している。

地域住民、事業者、NPO法人等との役割分担の下、飯能市におけるエコツーリズムを適切かつ効果的に推進するため、その基本的枠組みを定めた「飯能市エコツーリズム推進全体構想」を作成したものである。

【エコツーリズム推進法との関係】

本全体構想は、エコツーリズム推進法（平成19年法律第105号）（以下「法」という。）第5条第1項の規定により設置された「飯能市エコツーリズム推進協議会」により、法第5条第3項の規定に基づき、作成されたものである。また、本全体構想は、政府が定める「エコツーリズム推進基本方針」（平成20年6月閣議決定）に即して作成したものである。

本全体構想を法第6条第1項の規定により、主務大臣の認定を申請するものである。

【概要】

エコツーリズムを推進する地域（法第5条第3項第1号関係）

- ・多様な自然と文化を活かしながら、住民が一体感を持って取り組むためにふさわしい地域として、「飯能市全域」を推進する地域に設定した。

エコツーリズムの対象となる主たる自然観光資源の名称及び所在地（同項第2号関係）

- ・法第2条第1項の自然観光資源の定義に即し、「動植物の生息地又は生育地その他の自然環境に係るもの」、「自然環境と密接な関係を有する風俗慣習その他の伝統的な生活文化に係るもの」に区分し、それぞれ主な自然観光資源を設定した。
- ・主な自然観光資源
（自然環境に係るもの）
 - ・「ニッコウムササビ」、「ホンドカヤネズミ」、「オオタカ」、「オオムラサキ」などの動物
 - ・「子の権現の二本スギ」や「滝の入タブの木」などの大木をはじめとした植物
 - ・「天覧入りの谷津」をはじめとした貴重な動植物の生育・生息地 など
- （生活文化に係るもの）
 - ・「下名栗諏訪神社の獅子舞」、「北川の獅子舞」などの伝統文化
 - ・「西川林業」や「飯能焼」などの伝統的産業 など

エコツーリズムの実施の方法（同項第3号関係）

- ・ルール

エコツアー実施者、参加者等が守る地域の取り決め（ルール）を、エコツーリズムで活用する自然や文化、歴史などの自然観光資源及び環境全般のほか、地域住民の生活環境や参加者の安全、参加者の満足度を高めるためのエコツアーの質を対象

に設定した。

- ・案内（ガイドンス）及びプログラム

案内（ガイドンス）については、『「人とのふれあい」と「体験」によって地域の自然と文化を、楽しみ、慈しむ旅』を飯能市が目指すエコツアーとしていることから、人と人とのふれあいを重視し、主として、ガイドが直接解説したり、体験の指導をする方法とする。

プログラムは、これまで飯能市で実施されてきたエコツアーの内容を基本として、今後、実施が期待されるツアーを追加して整理を行った。

- ・モニタリング及び評価

動植物やエコツアーで活用頻度の高い動植物の生育地・生息地など、モニタリングの対象を5つに区分し、それぞれのモニタリング方法、実施主体、各主体の役割を定めた。

また、モニタリング及び評価結果の事業への反映方法についても定めた。

自然観光資源の保護及び育成のために講ずる措置（同項第4号関係）

- ・モニタリング及び評価によって自然観光資源の状況を把握し、事務局が協議会に報告するとともに、そこでの協議結果に基づき、各主体と改善に向けた調整を行う。
- ・自然観光資源に関する主な法令及び計画を整理し、必要に応じて調整を図る。

推進協議会に参加する者の名称又は氏名及びその役割分担（同項第5号関係）

- ・別紙のとおり、推進協議会に参加する者の名称又は氏名、その役割分担を定め、飯能市エコツーリズムの推進を図っている。

その他エコツーリズムの推進に必要な事項（同項第6号関係）

- ・環境教育の場としての活用と普及を図るため、エコツアー実施者の環境問題についての理解を深めるとともに、体験等を通じて参加者に自然への理解や環境問題を考える機会を提供するほか、地域住民に対する普及啓発、子どもたちへの環境教育の推進を図る。
- ・エコツアーでのフィールド利用について、関係する法令を配慮、順守するほか、関係する計画との整合を図る。
- ・外来魚の駆除や遊休農地の活用、西川材のアピールなど、農林水産業や土地の所有者等との連携及び調和を図る。
- ・エコツアーが、地域住民の生活や伝統文化に悪影響を及ぼすことのないように、配慮し、これをルールとして設定する。
- ・エコツアーの実施者及び参加者の安全を確保するための対策をルールとして設定する。
- ・全体構想は、概ね5年ごとに見直しを行う。ただし、点検の結果、早急に見直すことが必要と判断された場合には、適宜見直しを行う。